ウ　犯行に使用された電話番号
080―1526―6146、080―2409―8710、080―2421―1494、080―3316―0433、080―6305―5381、090―1024―5711、090―1075―6023、090―4075―6437、090―5660―0855、090―5706―5041
⑵　主な犯行態様
ア　顧客リストなどと称する名簿により電話をかけて貸付けの勧誘を行い、これに応じた者に対し、預貯金口座への振込により貸付けを行う（利息は天引き）。
イ　貸付期間は、１週間又は10日間とし、利息を支払うことにより貸付期間を延長できる。
ウ　元金や利息等の支払いは、上記４⑴イ記載の口座等へ振り込ませて受領する。
５　開始決定の時における給付資金の額　金671万4,102円
６　支給申請期間　平成25年６月28日から同年９月６日までの間
７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項
⑴　被告人の氏名　①藤井　俊平、②中野　　修、③近藤　健太、④佐々木駿一、⑤藤原　光章、⑥廣田　智幸、⑦東濱　友和、⑧山口　正文
⑵　裁判所名　①～⑧　福岡地方裁判所
⑶　裁判年月日　①　平成23年５月９日
②～⑤、⑧　平成23年５月16日
⑥、⑦　平成23年５月27日
⑷　確定年月日　①　平成23年５月24日
②～⑤、⑧　平成23年５月31日
⑥、⑦　平成23年６月11日
⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名
（事実の要旨）
被告人らは共謀の上、福岡市内に事務所を設置して無登録貸金業を営むとともに、法定の制限を超える高金利で貸し付けた金銭の利息を受領していたものであるが、上記犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと企て、平成22年２月４日頃から同年８月５日頃までの間、前後2,943回にわたり、多数の借受人をして、被告人らが管理する第三者である他人名義の銀行の口座12口座に現金合計4,639万6,800円をそれぞれ振込入金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。
（罪　　名）
組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反
８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）
〒810―8651　福岡県福岡市中央区舞鶴二丁目５番30号
福岡地方検察庁　犯罪被害者総合対策室　電話番号　092―734―9092
○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（福岡地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記８のとおり）。
○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（福岡地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２５年（家）第７０３２号
福島県安達郡大玉村玉井字星内70番地
申立人　安達郡大玉村長　浅和　定次
本籍福島県安達郡大玉村玉井字町95番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所福島県本宮市、死亡年月日平成25年４月22日、出生の場所福島県安達郡玉井村、出生年月日昭和５年９月27日、職業無職
被相続人　亡　鈴木　幸子
事務所福島県郡山市堂前町２番11号
相続財産管理人　弁護士　髙橋　久善
福島家庭裁判所郡山支部

平成２５年（家）第３００３６号
茨城県鉾田市安房1414番地
申立人　茨城県鉾田工事事務所長　米川　圭紀
本籍茨城県鉾田市箕輪2061番地、最後の住所本籍に同じ、死亡の場所茨城県水戸市、死亡年月日平成21年６月23日、出生の場所茨城県鉾田市、出生年月日昭和４年８月15日、職業農業
被相続人　亡　白田　　治
事務所茨城県水戸市五軒町１丁目５番48号中村ビル３階
相続財産管理人　弁護士　木名瀬修一
水戸家庭裁判所

平成２５年（家）第４９２号
東京都港区霞が関１丁目１番１号
申立人　国
本籍栃木県那須塩原市上赤田238番地、最後の住所栃木県那須塩原市上赤田238番地52、死亡の場所栃木県大田原市、死亡年月日平成23年５月16日、出生の場所栃木県那須郡狩野村、出生年月日昭和24年７月１日、職業会社役員
被相続人　亡　齊藤　儀雄
栃木県大田原市本町１丁目2704番地62　猪瀬第３ビルＡ号　木野総合法律事務所
相続財産管理人　木野　　直
宇都宮家庭裁判所大田原支部

平成２５年（家）第４１１号
千葉県匝瑳市八日市場イ513番地２
申立人　千葉地方検察庁八日市場支部
検察官検事　西村　金高
本籍東京都文京区湯島３丁目36番地、最後の住所千葉県山武市大木784番地185、死亡の場所千葉県山武市、死亡年月日平成24年８月３日頃、出生の場所東京市荒川区、出生年月日昭和８年４月11日、職業不詳
被相続人　亡　中尾　重敏
事務所千葉県佐倉市栄町19番地５京成サンコーポ佐倉405号　湯川法律事務所
相続財産管理人　弁護士　奥　　敦士
千葉家庭裁判所八日市場支部

平成２５年（家）第１５０６８号
新潟市北区新崎386番地７
申立人　株式会社新潟容器製作所
本籍新潟県新潟市中央区関屋田町１丁目113番地、最後の住所新潟市北区早通北１丁目６番13号、死亡の場所新潟県新潟市北区、死亡年月日平成24年７月10日、出生の場所新潟県新潟市、出生年月日昭和９年11月９日、職業会社役員
被相続人　亡　泉谷　　昂
事務所新潟市中央区西堀通七番町1555番地日生第５ビル５階
相続財産管理人　弁護士　大田　陸介
新潟家庭裁判所

平成２５年（家）第７０２２号
沖縄県那覇市久茂地３丁目10番１号
申立人　株式会社沖縄銀行
本籍沖縄県糸満市字糸満2275番地、最後の住所沖縄県糸満市西崎４丁目17番地の16、死亡の場所沖縄県糸満市、死亡年月日平成24年11月30日、出生の場所沖縄県島尻郡糸満町、出生年月日昭和21年11月６日、職業魚肉ねり製品製造業
被相続人　亡　上原　健一
沖縄県那覇市楚辺１丁目１番53号　２階　サイオン法律事務所
相続財産管理人　弁護士　當真　良明
那覇家庭裁判所

平成２５年（家）第３１２号
茨城県高萩市本町１丁目100番地の２
申立人　茨城ひたち農業協同組合
本籍茨城県高萩市大字島名1681番地１、最後の住所茨城県高萩市大字島名1924番地の１、死亡の場所茨城県高萩市、死亡年月日平成24年11月３日、出生の場所茨城県多賀郡高萩町、出生年月日昭和23年12月８日、職業農業
被相続人　亡　熊代　昭一
茨城県水戸市南町１―３―23カナザワビル５階
相続財産管理人　武田　隆志
水戸家庭裁判所日立支部